

防衛庁附属機関組織規程（昭和29年総理府令第39号）第23条の5及び第23条の32の規定に基づき、防衛大学校名誉教授及び防衛医科大学校名誉教授の称号授与に関する訓令を次のように定める。

昭和56年2月23日

防衛庁長官 大村 襄 治

防衛大学校名誉教授及び防衛医科大学校名誉教授 の称号授与に関する訓令

改正 平成19年 1月 5日庁訓第 1号

改正 平成19年 3月30日省訓第 28号

改正 平成19年12月25日省訓第166号

（趣旨）

第1条 この訓令は、防衛大学校名誉教授及び防衛医科大学校名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号授与に関し必要な事項を定めるものとする。

（候補者の選定等）

第2条 防衛大学校長又は防衛医科大学校長が防衛大臣に名誉教授の称号授与の候補者（以下「候補者」という。）を推薦する場合には、次の各号に掲げる者のうちから候補者を選定し、それぞれ、防衛大学校又は防衛医科大学校の教授会に諮問し、その答申を得た上防衛大学校又は防衛医科大学校の評議会の議を経なければならない。

(1) 防衛大学校にあつては、防衛大学校長、防衛大学校副校長、防衛大学校教授（以下「防衛大学校教授等」という。）として20年以上在職（教育上又は学術上特に功績が顕著である者については15年以上在職）して退職しようとする者又は退職した者

(2) 防衛医科大学校にあつては、防衛医科大学校長、防衛医科大学校副校長、防衛医科大学校教授（以下「防衛医科大学校教授等」という。）として20年以上在職（教育上又は学術上特に功績が顕著である者については15年以上在職）して退職しようとする者又は退職した者

（在職年数の加算）

第3条 候補者が次の各号に掲げる職としての在職年数を有する場合は、当該各号に掲げる年数を前条各号に定める防衛大学校教授等又は防衛医科大学校教授等としての在職年数に加算することができる（第1号及び第2号の場合は防衛大学校の候補者に、第3号及び第4号の場合は防衛医科大学校の候補者に限る。）。

(1) 防衛大学校准教授、防衛大学校講師又は防衛医科大学校教授等
在職年数の2分の1の年数

- (2) 防衛医科大学校准教授 在職年数の3分の1の年数
 - (3) 防衛医科大学校准教授、防衛医科大学校講師又は防衛大学校教授等
在職年数の2分の1の年数
 - (4) 防衛大学校准教授 在職年数の3分の1の年数
 - (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の規定による大学又は旧
大学令の規定による大学(以下「大学」という。)の学長(総長を含む。)又は
教授 在職年数の2分の1の年数
 - (6) 大学の准教授又は学校教育法第115条の規定による高等専門学校、
旧高等学校令の規定による高等学校、旧専門学校令の規定による専門学
校若しくは旧教員養成諸学校官制の規定による教員養成諸学校の校長若
しくは教授 在職年数の3分の1の年数
 - (7) 防衛大臣の指定する学校の校長、教授その他防衛大臣の指定する職
在職年数の2分の1又は3分の1の年数のうち当該職ごとに防衛大
臣が定める年数
- 2 前項の規定により加算することができる年数の合計は、10年を超える
ことができない。
(教授会等の審議)

第4条 防衛大学校長又は防衛医科大学校長の諮問を受けた防衛大学校又は
防衛医科大学校の教授会は、それぞれ候補者について第2条に規定する在
職年数及び教育上又は学術上の功績の有無を審議し、名誉教授の称号を授
与することが適当かどうかを当該学校長に答申する。

- 2 前項の教授会が名誉教授の称号を受けると答申した候補者につ
いては、それぞれ防衛大学校又は防衛医科大学校の評議会の議を経るも
のとする。
- 3 防衛大学校長又は防衛医科大学校長がそれぞれ前項の評議会の議を経た
候補者について名誉教授の称号授与を防衛大臣に推薦する際は、候補者の
経歴及び教育上又は学術上の功績を記載した書面をもつて行うものとする。
(称号の授与)

第5条 防衛大臣は、前条第3項の推薦に基づき、別記様式第1又は別記様
式第2により名誉教授の称号を授与する。
(委任規定)

第6条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は
、それぞれ防衛大学校長及び防衛医科大学校長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和56年2月23日から施行する。
- 2 防衛大学校名誉教授の称号授与に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第34
号）は廃止する。
(在職年数の加算に関する特例)
- 3 候補者が有する職として年数に、防衛大学校助教授、防衛医科大学校助
教授及び大学の助教授の在職年数がある場合には、これらの年数を第3条

第1項各号に掲げる防衛大学校准教授、防衛医科大学校准教授又は大学の准教授の在職年数にそれぞれ合算した年数を当該候補者が有する職の在職年数として、同項各号の規定を適用することができる。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月30日省訓第28号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日省訓第166号）

この訓令は、平成19年12月26日から施行する。

別記様式第一

（注）紙質は上質のものを
用い、
A2版とする。

番号	防衛大学校 名誉教授の 称号を授 与する	年 月 日	防衛大臣 氏
氏	生年月日	名	名
			印

別記様式第二

（注）紙質は上質の
A2版とする

番号	防衛医科大学校 名誉 を授与する	年 月 日	防衛大臣 氏
氏			

。 も
の
を
用
い、

名

⑩

教
授
の
称
号

生
年
月
日
名